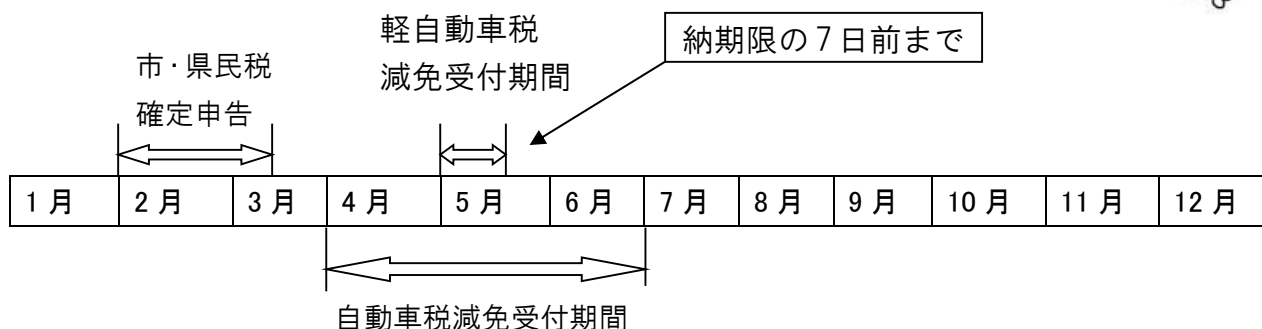


8. 税金の控除、減免、公共料金等の割引や助成

(1) 税の控除・免除

市民税、自動車税、軽自動車税などの控除・減免申請の手続き時期一覧



① 所得税・市県民税

所得税額、市県民税額を算出する際、総所得金額から基礎控除・配偶者控除・扶養控除等が控除されます。障害者控除もこの所得控除の一つで、本人が障害者であるとき、又は、控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者があるときに認められる控除です。

手続き

控除を受けようとする方は、給与所得者の場合は、年末調整の際に勤務先へ、それ以外の方は、確定申告(市県民税申告)の時に申告をすることになります。

名称		対象者	控除額
所得税	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円 ※75 万円
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円
市県民税	特別障害者控除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円 ※53 万円
	障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円

※同居特別障害者の場合の、控除額です。

上記障害者控除のほか、配偶者控除および扶養控除額は、次のとおりです。なお、16 歳未満に対する扶養控除は、平成 23 年分より廃止されました。

◎手帳がなくても控除の対象になる場合があります。

区 分		所得税 控除額	住民税 控除額	備考	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円	33万円		
	老人控除対象配偶者	48万円	38万円	70歳以上	
扶養控除	一般の扶養親族	38万円	33万円	16歳以上～19歳未満 23歳以上～70歳未満	
	特定扶養親族	63万円	45万円	19歳以上～23歳未満	
	老人 扶養親族	同居老親等以外の者	48万円	38万円	70歳以上
		同居老親等	58万円	45万円	

◎市県民税については、前年の合計所得が125万円以下の障害者については、非課税となります。

② 続税・贈与税・事業税における控除及び非課税の範囲

名称	対象者及び内容	窓口
相続税	70歳未満の障害者が、相続により財産を取得した場合、その障害の程度及び年齢に応じて相続税から控除があります。	大館税務署
贈与税	特別障害者を受託者とする信託契約に基づき金銭等の財産が信託された場合、一定額を限度として非課税となります。	
事業税	重度の視力障害者(失明・両眼の視力が0.06以下)が行う、あんま・はり等の医業に類する事業は、非課税となります。	秋田県総合県税事務所北秋田支所
固定資産税	一定の条件を満たすバリアフリー改修工事を完了した住宅に係る翌年度分の固定資産税額から3分の1相当額(1戸あたり100㎡分までを限度)を減額します。	大館市税務課 固定資産税係

問合せ先・窓口

税の種類	窓口	電話	所在地
所得税、相続税、贈与税	大館税務署	42-0671	大館市赤館町 2-16
市県民税(住民税)	大館市税務課市民税係	43-7033	大館市字中城 20 大館市役所 1階
事業税	秋田県総合県税事務所 北秋田支所	49-2211	大館市片山町 3-14-5
固定資産税	大館市税務課固定資産税係	43-7034	大館市字中城 20 大館市役所 1階

③自動車税・自動車取得税の減免

対象者

- 身体障害者(制限があります。42 ページをご参照ください。)
- 知的障害者(療育手帳Aのかた)
- 精神障害者(精神保健福祉手帳 1 級のかた)
- 戦傷病者(戦傷病者手帳の区分ごとに制限があります。)



対象自動車

毎年4月1日時点で、障害のあるかた本人が所有する自動車(18歳未満の場合や知的・精神障害者については、家族のかたの名義でも可)で、障害のあるかた自ら運転する自動車、又は障害のあるかたと生計を一にするかた(家族等)がそのかたのために運転する車

※障害者等一人につき1台に限られます

	所有者	運転者	使用目的
(1)	身体障害者	身体障害者本人	日常生活等
(2)	身体障害者(身体障害者が18歳未満の場合は、同居家族の所有でも可)	身体障害者と生計を一にするかた	身体障害者の通学、通院、通所および生業
(3)		身体障害者を常時介護するかた	障害者のみで構成される世帯に属する身体障害者の通学、通院、通所および生業
(4)	知的障害者 精神障害者 (同居家族の所有でも可)	知的障害者本人 精神障害者本人 (平成29年度から)	日常生活等
(5)		知的障害者と生計を一にするかた 精神障害者と生計を一にするかた	知的障害者または精神障害者の通学、通院、通所および生業
(6)		知的障害者を常時介護するかた 精神障害者を常時介護するかた	障害者のみで構成される世帯に属する身体障害者の通学、通院、通所および生業

※当該身体障害者等が社会福祉施設等に入所している場合(住民登録上の同居・別居は問わない)においては、定期的(継続して月に1回以上程度)に家庭療養(育)等の目的で帰宅するための継続的な自動車の使用も含まれます。

※常時介護の条件

- (1) 一人暮らしの障害者、または世帯の全員が身体障害者等の手帳の交付を受けている世帯
- (2) 1年継続して週3日程度以上当該身体障害者等の通院等のために自動車の運転を行っているか、または行う見込みであること

申請手続に必要なもの

【普通自動車の場合】

- 1.減免申請書(総合県税事務所に備え付けてあるほか、県のHPからダウンロードも可能)
- 2.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び戦傷病者手帳
- 3.運転者の免許証
- 4.自動車検査証
- 5.印鑑(認印可)
- 6.家族が運転する場合…生計同一証明書
- 7.常時介護する方が運転する場合…常時介護証明書

※上記、6又は7の証明書が必要な場合は市役所福祉課障害福祉係で発行を受けてから県税事務所ですべての手続きを完了してください。証明書は発行から1か月間有効です。

【軽自動車の場合】

- 1.減免申請書(身障減免用、市役所税務課にあり)
- 2.身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、及び戦傷病者手帳
- 3.運転者の免許証
- 4.自動車検査証
- 5.印鑑(認印可)
- 6.軽自動車税納税通知書

※減免対象車両は「自動車」「軽自動車」「バイク」です。「小型特殊自動車(農耕用・その他)」で減免を受けることはできません。

◆生計同一証明書と常時介護証明書の交付窓口

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
大館市福祉課障害福祉係(大館市三ノ丸 103-4 総合福祉センター2階)

連絡先 電話 43-7052 FAX 42-8532

○戦傷病者手帳をお持ちの方

秋田県健康福祉部福祉政策課(秋田市山王四丁目 1-1)

連絡先 電話 018-860-1318

新たに自動車を取得する場合

※新たに自動車を購入する場合は、自動車の登録手続きをする時に減免申請をしてください。

東北運輸局秋田運輸支局で自動車の登録手続きを行う際に、自動車会議所内の申告窓口に自動車税・自動車取得税申告書とともに必要書類を提出してください。このときに手続きをしないと、減免を受けることができなくなります。

※登録手続きを販売店等に依頼している場合は、減免申請も同時に行いたい旨を必ずその担当者にお伝えください。



既に減免を受けている自動車から新しい自動車に乗り換える場合

「新たに自動車を取得する場合」と同じ手続きをしてください。ただし、新しい車の減免については、新車取得前の「減免を受けている自動車」の態様により、次の制限があります。

減免を受けている自動車	新しい自動車の減免	
	自動車税	自動車取得税
廃車登録	○	○
所有権移転登録	×	○

※廃車登録には、県外への変更・移転登録は含まれません。

※新車取得後に「減免を受けている自動車」の廃車や所有権の移転登録をした場合は、新しい自動車は減免を受けられません。

年度の途中で身体障害者等に該当することになった場合

普通自動車であれば、自動車を持っている方が身体障害者等に該当することになった年度の翌年度4月1日から自動車税の納期限までに、軽自動車であれば5月1日から納期限の7日前までに窓口へ必要書類を提出してください。

減免を受けている自動車について、申請内容に変更なく継続して減免を受ける場合

減免申請は原則として毎年度必要ですが、窓口から送られてくる「減免申出書」に必要事項を記入し、窓口へ提出するのみになります。

身体障害者手帳の交付者の自動車税・自動車取得税の減免対象者

障害の区分	身体障害者本人が運転する場合	家族や常時介護者が運転する場合
視覚障害	1級～4級	1級～4級
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声機能障害(喉頭摘出者に限る)	3級	
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみの運動機能障害を除く)
	下肢機能	1級～6級
心臓機能障害	1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
小腸の機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級

④構造による減免

身体に障害のあるかたが専ら利用するため、車いすの昇降装置、固定装置等の特別仕様の軽自動車について減免の申請を受け付けます。自動車検査証の「車体形状」欄が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等と記載されている特殊用途自動車(8ナンバー)が対象となります。

申請手続に必要なもの

1. 自動車検査証
2. 軽自動車税減免申請書(構造減免用)
3. 印鑑(納税義務者のもの)
4. 軽自動車税納税通知書

◆③の問い合わせ・申請窓口

普通自動車の場合

〈問合せ先〉秋田県総合県税事務所 課税第四課
所在地: 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 1F
連絡先: 018-860-3339

〈申請窓口〉秋田県総合県税事務所 北秋田支所
所在地: 大館市片山町 3-14-5
連絡先: 電話 49-2211 FAX 49-2019

軽自動車の場合(◆④構造による減免の問い合わせ、申請窓口)

◎大館市税務課諸税係
所在地: 大館市字中城 20 大館市役所 1階
連絡先: 電話 43-7032 FAX 49-1198

(2)JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのかたは、手帳の種別に応じて、次のとおり本人又は介護者について、次の乗車券等が半額になります。

割引の対象者と種類

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
身体障害者手帳1種又は療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
・身体障害者手帳1種又は療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者 ・12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券(小児定期乗車券を除く)	5割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引になりません。
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちのかたが単独で利用する場合	普通乗車券	5割	片道の乗車区間が100キロを超える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)

割引の受け方

乗車券購入時等に手帳を提示してください。

※詳細についてはご利用される各駅等へお問い合わせください。また、私鉄線等についてもJRに準じた割引がありますので、詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

(3)バス運賃割引

①市内のバス

割引の対象者と種類

対象	種類	割引率	備考
① 身体障害者手帳1種又は療育手帳A をお持ちのかたとその介護者	路線バス	普通乗車券	5割
		回数券	5割
② 身体障害者手帳2種又は療育手帳B をお持ちのかた	定期券	3割	小児定期券の割引はなし
	リムジンバス		5割
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者とその介護者	高速バス		5割 対象となるのは①、②の方のみ

割引を受ける方法

- ・乗車券購入又は料金支払いの際に手帳を呈示すると割引を受けられます。
- ・各バス会社で取扱いが異なりますので、詳しくはご利用のバス会社へお問い合わせください。

○「大館市得とく定期券」

市内のバス停留所であれば乗り降り自由の定期券をお得な料金でお求めいただけます。

対象者

大館市内に住所を有するかたで、満 65 歳以上のかた、もしくは身体、知的、精神の障害者手帳をお持ちのかた

料金

1 か月定期 (通常 10,000)→3,000 円、3 か月定期 (通常 20,000) →9,000 円、
6 か月定期 (通常 30,000) →18,000 円

利用できる地域

大館市内のバス停留所

申請に必要なもの

- ・証明写真(縦 3mm×横 24mm)、保険証等(住所、氏名等本人確認ができるもの)
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・一度購入されたかたは、使用済みの「大館市得とく定期券」

※本人以外のかたが購入される場合は申込書の委任状欄に記名、押印が必要となります。

※大館市からの扶助は利用期間(4月1日～3月31日)の間で年2回までとなります。

(市民税非課税世帯で、片道 400 円以上の通院を目的とする遠方のかたはこの限りではありません)



販売窓口

	窓口	電話	所在地
1	大館駅前ステーション	42-0889	大館市御成町(大館駅より徒歩 2 分)
2	いとく大館SC秋北観光案内所	45-1955	いとく大館SC北口駐車場内
3	秋北航空サービス大館営業所	45-0808	大館市大町 29-1

◆お問合せ先

◎大館市都市計画課(比内総合支所内)

都市整備係 電話 43-3536 FAX 43-7082

◎秋北バス株式会社

自動車課 42-3536

大館営業所 43-3010



(4) 有料道路通行料金の割引

割引対象

- ・身体障害者手帳をお持ちのかたが自ら自動車(営業車を除く)を運転する場合
 - ・身体障害者手帳 1 種もしくは療育手帳Aをお持ちのかたが乗車し、その移動のために介護者が運転する場合
- ※登録できる自動車は障害者のかた1人につき1台です。

割引額

5 割引

申請に必要な書類

- ・有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書
- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・免許証(本人が運転する場合)



(ETC利用の場合)上記書類に追加書類

- ・ETCカード(※原則として障害者本人名義のものに限ります。)
- ただし、未成年の重度の障害者のかたで介護者の運転による割引の適用を受け、かつ障害者ご本人が運転して割引を受けない場合は、親権者又は法定後見人名義のETCカードも対象となります。
- ・登録を希望される自動車に取り付けた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

区分	自動車の所有者	必要な書類
身体障害者手帳をお持ちのかたが運転する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	・自動車検査証 ・免許証 ・障害者手帳
身体障害者手帳1種のかたを乗せて介護者が運転する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	・自動車検査証 ・障害者手帳
療育手帳Aの方を乗せて介護者が運転する場合	なお、上記のかたが自動車を所有していない時は、障害者本人を継続して日常的に介護している方	

◆(4)の申請・問い合わせ先

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2 階

電話 43-7052 FAX 42-8532

(5) 航空運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳 1 種又は療育手帳Aをお持ちのかたとその介護者
- ・身体障害者手帳 2 種又は療育手帳Bをお持ちのかた

※12 歳以上のかたに限られます



割引を受ける方法

航空券をご購入の際に、航空会社営業所又は指定代理店で、手帳を呈示してください。

※国内線に限ります。割引を行っていない航空会社もありますので、詳しくは各会社へご確認ください。

(6) 郵便料の減免等

区 分	内 容
盲人用郵便物	次の郵便物で開封されたものは3kg まで無料になります。 ・盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの ・盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で所定の様式により点字図書館、点字出版施設など指定を受けた施設からの差出し、又はそれらに差し出されたもの
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用ビデオテープ、その他録画物を聴覚障害者福祉施設と聴覚障害者との間で発受する場合、安い運賃で送ることができます。
心身障害者用ゆうメール	図書館と心身障害者の間で郵送によって貸出し又は返送される図書の場合、安い運賃で送ることができます。
心身障害者団体発行の第三種郵便	・毎月3回以上発行の新聞紙～50gまで8円、50g超1kgまで50g増すごとに3円増 ・上記以外のもの～50gまで15円、50g超1kgまで50g増すごとに5円増
青い鳥郵便葉書	毎年4月から5月に、身体障害者手帳1・2級又は療育手帳Aをお持ちの方に通常郵便葉書20枚を無料配布しています。郵便局で受付しています。



※詳しくは、お近くの郵便局へお問い合わせください。

(7) NHK放送受信料の免除

対象者

	半額免除 (障害者のかたが世帯主かつ受信 契約者)	全額免除 障害者のかたが世帯構成員
身体障害者	視覚・聴覚障害者又は 身体障害者手帳 1～2 級所持者	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳所持者がおり、世帯構成員全員が市民税非課税
知的障害者	療育手帳Aをお持ちのかた	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちのかた	

手続き

市福祉課、総合支所まで、手帳と印鑑をご持参ください。

◆(5)(7)の問い合わせ先

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532



(8)携帯電話基本料金等の割引

障害のある方々のコミュニケーション手段として、手軽に携帯電話を利用してもらうために、割引などのサービスがあります。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証等をお持ちのかた

サービス内容

基本使用料の割引サービスがありますが、サービス内容は携帯電話会社により異なりますので、詳しくはお手持ちの携帯電話の会社にお問い合わせください。

(9)NTTが行う障害者の方に対するサービス

区 分	内 容
無料電話番号案内 (ふれあい案内)	電話帳の使用が困難なかたが電話番号案内(104番)を利用する場合、あらかじめNTTに登録しておくことにより、無料で利用できます。 ※お問い合わせ フリーダイヤル 0120-104174 ※対象者 ・視覚障害者 1～6 級の方 ・障害名が肢体不自由で 1～2 級の方 ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。
耳や言葉の不自由な方からの 104へのお問い合わせ	障害のあるかたのお名前とファックス番号と問い合わせ先の住所、名前、業種等を記入してファックスで問い合わせると、NTTからファックスにより電話番号が案内されます。(有料) ※お問い合わせ フリーダイヤル 0120-000104(FAX) 受付時間 24 時間(年中無休)
ふれあいファックス	耳や言葉の不自由なかたのために、電話の移転、注文、故障時の相談、サービスのお問い合わせをファックスで受け付けるサービスで、無料で利用できます。 ※ファックス受付番号(東北地域) 注文・故障の問い合わせ先 フリーダイヤル 0120-700133

(10) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、県内のタクシー(秋田県ハイヤー協会加入タクシー会社)利用時に手帳を提示すると、メーター表示額から1割引になります。

※お問い合わせ 秋田県ハイヤー協会(018-864-1351)又はお近くのタクシー会社へ

(11) タクシー利用券の交付



対象者

身体障害者手帳1～3級をお持ちの方、又は療育手帳Aをお持ちの方で在宅の方に対し、年度に1回タクシー利用券を交付しています。

※タクシー利用券は、市内のタクシーであれば、交付した年度いっぱい使用できます。

※障害の種別、申請月に応じて下記の枚数で交付します。1枚につき500円の助成となります。

手続き

下記窓口まで手帳と印鑑をお持ちください。

①身体障害者手帳1～3級(じん臓機能障害を除く)又は療育手帳Aをお持ちの方

○4～9月までに申請した場合 16枚 ○10～3月までに申請した場合 10枚

②じん臓機能障害の身体障害者手帳1～3級

○4～9月までに申請した場合 26枚 ○10～3月までに申請した場合 13枚

※「タクシー運賃の割引」と「タクシー利用券」を併用する場合、「タクシー運賃の割引」が優先されます。この場合の運賃は、「利用料金－(利用料金×10%)－500円」になります。

大館市内のタクシー会社

	会社名	電話番号	所在地
1	かつらタクシー	42-1777	幸町 13-16
2	花岡タクシー	43-1515	幸町 13-16
3	さくら観光	49-3939	字大町 78
4	秋北タクシー	42-5454	有浦三丁目 4-18
5	新花矢タクシー	49-1919	常盤木町 12-22
6	比内タクシー	55-0135	比内町扇田字下扇田 45
7	第一タクシー(車椅子対応車あり)	48-4466	釈迦内字山神台 15-1
8	(株)ユニオン交通 大館タクシー(介護タクシーあり)	42-3411	字新町 23-3
9	富士タクシー(介護タクシーあり)	42-1001	字大町 12
10	福祉タクシー菜の花	48-5507	芦田子字賽神南 12-2
11	シースマイル株式会社(介護タクシー)	43-6545	字館下 12-2
12	大館市社会福祉事業団	47-7200	十二所字大水口 4-5

(12)ガソリン助成券の交付

対象者

大館市に住所を有し、在宅の方で以下の要件のいずれかを満たす方に、申請月に応じて下記の枚数で交付します。1枚につき500円の助成となります。

- ① じん臓機能障害1級で、週2回以上、人工透析のため自家用車で通院されている方
4～9月までに申請した場合 **26枚** 10～3月までに申請した場合 **13枚**
 - ② 身体障害者手帳の等級が1級から3級又は療育手帳Aを所持している就学前の児童
4～9月までに申請した場合 **16枚** 10～3月までに申請した場合 **10枚**
- ※タクシー利用券とガソリン券の両方交付することはできません(どちらかを選択してもらいます)。
※大館市内で給油した燃料費が対象になります。

(13)市内の公共施設の利用料金割引

①市民体育館の利用料金割引

大館市民体育館、花岡体育館、釈迦内体育館、城西体育館、十二所体育館、比内体育館、及び田代体育館を利用する際の利用料金が半額となります。

対象

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

割引額

通常の利用料金の半額

詳しくは各施設にお問い合わせください。



	施設名	電話	FAX
1	大館市民体育館	42-0310	42-0310
2	花岡体育館	46-2245	46-2245
3	釈迦内体育館	48-4461	48-4661
4	城西体育館	49-4661	49-4661
5	十二所体育館	52-3064	52-3064
6	比内体育館	55-0194	55-0194
7	田代体育館	54-0555	54-0100

◆(10)(11)(12)の問い合わせ

◎大館市福祉課障害福祉係

大館市字三ノ丸 103-4 市総合福祉センター2階

電話 43-7052 FAX 42-8532

〈交付窓口〉

◎大館市福祉課障害福祉係 電話 43-7052

◎比内総合支所 市民生活係 電話 43-7094

◎田代総合支所 市民生活係 電話 43-7101

